

件 名 選択的夫婦別姓制度導入の国会成立を求める意見書の提出について

要 旨

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多く存在している。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけである。婚姻の際、96%が夫の姓になっており、間接的な女性差別だとの指摘もある。

通称使用では、「旧姓併記」「旧姓使用」での法的根拠がないために、「名前がちがう」などと怪しまれたり、さまざまな事務手続きの煩雑さなど強いられている。働く女性たちにとっては改姓によって「キャリアが中断される」という声も切実で、結婚や出産を躊躇する要因の一つにもなっている。

1996年、法務大臣の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申して、すでに4半世紀以上が経過している。2021年6月、最高裁判所は、現行の夫婦同姓を違憲ではないとする判決を出したが、同時に、複数の反対意見が付され、制度のあり方を国会で議論すべきとされた。2015年12月の判決でも同様の指摘がされている。

選択的夫婦別姓制度は、あくまでも「選択」によるもので、引き続き夫婦同姓で結婚でき、改姓を望まないものは夫婦別姓を選択できるというもので、誰も強制されることのないしくみである。

世論調査では、選択的夫婦別姓制度に7割が賛成しており、とくに若年層ほど賛成の割合が高くなっている。地方議会での意見書採択も広がり、現在117人の国会議員が私たちの請願書の紹介議員となっている。

以上の趣旨から、選択的夫婦別姓制度の導入のための民法その他の法令改正について、国会審議をすみやかに進めるよう、国及び政府に意見書を提出願いたい。